

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	三三
○ 道路の区域を変更する件二件	三三
○ 道路の供用を開始する件	三七
○ 車両制限令の規定により道路を指定する件	三七
○ 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件	三六
○ 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三六
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三九
○ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の新設の届出があった件	三九
○ 肥料の登録の有効期間を更新した件	三九
○ 一般競争入札を行う件二件	四〇
正 誤	四〇
○ 平成二十七年一月二十一日付け定例第六百三十七号中	四三

告 示

福島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更後の別	(メートル)	変更前の別	(メートル)
一般国道 二九四号	会津若松市湊町大字平 湯字長坂一六番地先 から 同 市湊町大字平 湯字長坂一〇七番地先 まで	変更後	一六・〇〇 三四・〇〇	変更前	九・五〇 一六・二〇
			一五五・三〇		一五五・三〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更後の別	敷地の幅員 延 長 (メートル)	変更前の別	(メートル)
一般国道 一一二号	喜多方市岩月町大都字 ウレイ坂三六四三番二 地先から 同 市岩月町宮津字 沢ノ上七一三番四地 先まで	変更後	一八・〇〇 四一・〇〇	変更前	一五・〇〇 四三・〇〇
			五二八・四〇		五二八・四〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方西会津線	喜多方市字七百菊八六〇四番八地 先から 同 市字七百菊八五九八番一地 先まで	平成二十七年三月一三日

(道路計画課)

福島県告示第五十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道二八八号	郡山市富久山町福原字西原一九番一地从先から 田村市船引町船引字館柄前一〇二番一地从先まで

二 指定する期日

平成二十七年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第五十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道中野須賀川線	須賀川市西川町八二番一地从先から

同 市牛袋町一三番地先まで

二 指定する期日

平成二十七年四月一日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上(又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二二メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

福島県告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

原町都市計画面墓園事業 一号 陣ヶ崎公園墓地

三 事業認可の年月日

平成二十年十二月二十六日

四 事業施行期間

(変更前) 平成二十年十二月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

(変更後) 平成二十年十二月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人福島就労支援センター

三 代表者の氏名

原 浩平

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市瀬上町字北論田六番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、求職活動者に対して、パソコン技術指導等に関する事業を行い、地域における職業訓練の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十九号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び添付書面を平成二十七年三月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、いわき市商工観光部商工労政課、田村市産業部商工観光課、鮫川村企画調整課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町企画商工課、広野町役場一階中央ロビー、榎葉町新産業創造室、榎葉町会津美里出張所及び川内村復興対策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 特定小売商業施設の名称及び所在地

1 名称 (仮称)イオンモールいわき小名浜

2 所在地 いわき都市計画小名浜港背後地震復興土地区画整理事業地内(街区番号二符一ほか)

二 変更した事項

特定小売商業施設を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンモール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

三 届出年月日

平成二十七年三月二日

(商業まちづくり課)

公告第六十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成二十七年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
781	副産植物質肥料	カタクウ醗酵副産肥料	1.5	-	7.0	該当事項なし。	片倉チンカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成33年3月3日
808	混合有機質肥料	南郷トクト専用肥料2号	6.0	2.0	-	含有許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規	同上	同上	平成30年3月3日

格のと おり。

(農業総合センター)

公告第61号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年3月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 放射性核種分析用局所排気装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年7月31日（金）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）三春町施設本館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年4月8日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年3月13日(金)から平成27年4月8日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年3月24日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年4月24日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年4月23日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioactive nuclide analysis local exhaust ventilation system lset

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m.,24 April 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,23 April 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第62号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年3月13日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務 予定数量 4,134,000部（年6回 1回当たり689,000部）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年5月18日から平成28年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年4月8日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年3月13日（金）から同年4月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先
3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年3月25日（水）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年4月23日（木）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成27年4月1日以降で予算の執行

が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing Newsletters with an estimated total of 4,134,000 copies (a total of 689,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 23 April 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 22 April 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

三八	ページ	○平成十七年一月二十一日付け定例第六百三十七号中	正	正 誤
上	段			
九	行			
郡山市富田町字三角堂、富久山町久保田字三御堂				
郡山市富久山町久保田字三角堂、字三御堂				